

1 福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

●計画改定の趣旨

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭庁から示された「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき、平成31年3月に策定した現行の「福島県社会的養育推進計画」を見直し、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、子どもの最善の利益を実現していくため改定するもの。

●計画の期間

令和7年度から令和11年度の5年間

2 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 措置等の場面における子どもの意見聴取等措置
- 意見表明等支援員の配置を含む子どもの権利擁護に係る環境整備

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組

- こども家庭センターの設置に向けた支援
目標：設置市町村数 59市町村（令和9年度末まで）

- ヤングケアラー支援のための連携体制構築
- 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた支援
- 児童家庭支援センターとの連携

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- 妊産婦等への支援体制の強化
- 市町村との連携

5 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

- 代替養育を必要とする子どもの見込み
- 代替養育を必要とする子どもの見込みを反映した里親委託率

6 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護の体制・環境整備
- 一時保護職員の専門性向上に向けた取組
- 一時保護委託が可能な里親等の確保、充実に向けた取組
- 子どもの権利に配慮した一時保護の実施

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- 親子関係再構築に向けた支援体制の整備
- 市町村、里親、ファミリーホーム、施設との連携、協働について

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親等への委託子どもの今後の見込み
- 本県における里親委託率の数値目標

3歳未満	⇒ 75%以上（令和11年度末まで）
3歳～就学前	⇒ 75%以上（令和11年度末まで）
学童期以降	⇒ 50%以上（令和11年度末まで）
- 里親養育包括（フォースタリング）事業の実施による里親支援体制の強化

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設で養育が必要な子どもの数の見込み
- 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 社会的養護経験者等の実態把握
- 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
- 社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の整備

11 児童相談所の強化等に向けた取組

- 児童相談所の人材確保・育成について
- 児童相談所と関係機関との連携強化

12 障害児入所施設における支援

- 小規模化の推進に向けた情報提供や支援
- 職員の専門性向上と支援力の強化